

「健康保険被扶養者現況届」の提出について

平素は当組合の業務運営に格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、被扶養者の現況について監督局の指導により、毎年1回確認させていただいております。

本年度は下記の要領で実施いたしますので、大変お手数をお掛けいたしますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「健康保険被扶養者現況届」について

平成30年9月18日現在で認定年月日が平成30年8月31日以前の被扶養者名を記載した「健康保険被扶養者現況届」（以降「現況届」と記載）及び事業主用「控えリスト(一覧表)」を送付いたしますので、各被保険者にそれぞれ必要事項を記入していただき、全員の「現況届」を番号順に取りまとめ、平成30年11月30日までに組合へご提出ください。

なお、本年度の「現況届」は記載事項を確認するための添付書類が必要になりますので、「現況届」の裏面を参照のうえ、あわせてご提出をお願いいたします。

また、今回は被保険者証の更新はいたしませんので申し添えます。

※「現況届」が未提出ですと、引き続き被扶養者として認定できない場合がありますのでご注意ください。

※平成30年4月1日以後認定された被扶養者については、添付書類は不要です。

(おことわり)

「マイナンバー」を用いた他機関との情報連携により、当組合においても対象者の収入等について確認できる予定となっておりますが、現在、制度運用上の遅れにより、未だ一部の情報しか確認できないため、省略可能な添付書類の種別についてのご案内ができない状況にあります。このため、確認書類の添付についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2. 「健康保険被扶養者現況届総括表」について

被保険者から回収された「現況届」をご確認（添付書類・住所・年間収入等）いただき、「健康保険被扶養者現況届総括表」に必要事項をご記入のうえ事業主印を必ず押印してあわせてご提出ください。

3. 被扶養者の増または減のある方について

増加 → 必要書類を添付のうえ「健康保険被扶養者(異動)届」（以降「異動届」と記載）を提出してください。

減少 → 「現況届」の該当被扶養者名を＝線にて抹消のうえ、「異動届」を提出してください。また、抹消した被扶養者の「カード証」は必ず「異動届」に添付してご返納ください。

4. 被保険者・被扶養者の氏名・生年月日・住所に変更、訂正のある方について

「現況届」の該当箇所を＝線にて訂正のうえ「氏名変更届」「生年月日訂正届」「被保険者住所変更届」「被扶養者にかかる訂正届」をご提出ください。

※ 「現況届」及び「控えリスト（一覧表）」の資格取得年月日及び認定年月日については、コンピュータシステムの更新に伴い変更されている場合がありますので悪しからずご了承ください。

問い合わせ先	大阪本部	適用課	06-6941-5004
	神戸支部		078-221-6100
	京都支部		075-801-2905